

電気料金メニュー約款  
(TERASELでんき 関西エリア)

取次事業者：株式会社エネクスライフサービス

小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社

2022年10月1日改定



伊藤忠エネクスグループ

**株式会社エネクスライフサービス**

## 目次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 第1条 適用 .....               | 1 |
| 第2条 定義 .....               | 1 |
| 第3条 料金メニュー約款の変更 .....      | 1 |
| 第4条 契約種別.....              | 1 |
| 1. TERASELでんき関西 A.....     | 1 |
| (1) 適用条件 .....             | 1 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数..... | 1 |
| (3) 最大需要容量.....            | 1 |
| (4) 電気料金.....              | 1 |
| 2. 超TERASEL関西 A.....       | 2 |
| (1) 適用条件 .....             | 2 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数..... | 2 |
| (3) 最大需要容量.....            | 2 |
| (4) 電気料金.....              | 2 |
| 3. TERASELでんき関西 B.....     | 2 |
| (1) 適用条件 .....             | 2 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数..... | 2 |
| (3) 契約容量.....              | 2 |
| (4) 電気料金.....              | 3 |
| 4. 超TERASEL関西 B.....       | 3 |
| (1) 適用条件 .....             | 3 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数..... | 3 |
| (3) 契約容量.....              | 3 |
| (4) 電気料金.....              | 4 |
| 5. TERASELでんき関西低圧電力.....   | 4 |
| (1) 適用条件 .....             | 4 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数..... | 4 |
| (3) 契約電力.....              | 4 |
| (4) 電気料金.....              | 5 |
| (5) その他.....               | 6 |
| 附 則.....                   | 6 |
| 別紙1 負荷設備の入力換算容量 .....      | 7 |

## 第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで関西電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

## 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

### 1. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

### 2. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

## 第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

## 第4条 契約種別

### 1. TERASELでんき関西A

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

#### (3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 料 金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|      |                       |         |
|------|-----------------------|---------|
| 最低料金 | 1契約につき最初の15キロワット時まで一律 | 323円96銭 |
|------|-----------------------|---------|

|            |   |           |
|------------|---|-----------|
| 電力量<br>料 金 | 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき  | 19 円 29 銭 |
|            | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 24 円 42 銭 |
|            | 上記超過 1 キロワット時につき                        | 27 円 27 銭 |

## 2. 超TERASEL関西 A

### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

### (3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 料 金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|            |   |            |
|------------|---|------------|
| 最低料金       | 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律                | 341 円 01 銭 |
| 電力量<br>料 金 | 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき  | 20 円 31 銭  |
|            | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 24 円 51 銭  |
|            | 上記超過 1 キロワット時につき                        | 23 円 90 銭  |

## 3. TERASELでんき関西 B

### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

### (3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契

約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000  
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 372 円 24 銭 |
|---------------------|------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

|   |           |
|---|-----------|
| 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき               | 16 円 84 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 85 銭 |
| 上記超過 1 キロワット時につき                        | 22 円 21 銭 |

4. 超 TERA SEL 関西 B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000  
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。





|            |                                |           |
|------------|--------------------------------|-----------|
|            | 上記超過 1 キロワット時につき               | 21 円 65 銭 |
| その他季<br>料金 | 契約電力×120 キロワット時までの 1 キロワット時あたり | 12 円 30 銭 |
|            | 上記超過 1 キロワット時につき               | 19 円 43 銭 |

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

## 附 則

### この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2022 年 10 月 1 日より実施します。

### 約款改定・改訂履歴

|                   |
|-------------------|
| 2020 年 4 月 1 日制定  |
| 2020 年 11 月 1 日改定 |
| 2021 年 7 月 1 日改定  |
| 2022 年 6 月 1 日改定  |
| 2022 年 10 月 1 日改定 |

別紙1 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

|      | 換 算 容 量                      |                              |
|------|------------------------------|------------------------------|
|      | 入力 (ボルトアンペア)                 | 入力 (ワット)                     |
| 高力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット)<br>×150パーセント | 管灯の定格消費電力 (ワット)<br>×125パーセント |
| 低力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット)<br>×200パーセント |                              |

(2) ネオン管灯

| 2次電圧 (ボルト) | 換 算 容 量      |      |          |
|------------|--------------|------|----------|
|            | 入力 (ボルトアンペア) |      | 入力 (ワット) |
|            | 高力率型         | 低力率型 |          |
| 3,000      | 30           | 80   | 30       |
| 6,000      | 60           | 150  | 60       |
| 9,000      | 100          | 220  | 100      |
| 12,000     | 140          | 300  | 140      |
| 15,000     | 180          | 350  | 180      |

(3) スリムラインランプ

| 管の長さ (ミリメートル) | 換 算 容 量      |          |
|---------------|--------------|----------|
|               | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 999 以下        | 40           | 40       |
| 1,149 以下      | 60           | 60       |
| 1,556 以下      | 70           | 70       |
| 1,759 以下      | 80           | 80       |
| 2,368 以下      | 100          | 100      |

(4) 水 銀 灯

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量      |       |          |
|----------|--------------|-------|----------|
|          | 入力 (ボルトアンペア) |       | 入力 (ワット) |
|          | 高力率型         | 低力率型  |          |
| 40 以下    | 60           | 130   | 50       |
| 60 以下    | 80           | 170   | 70       |
| 80 以下    | 100          | 190   | 90       |
| 100 以下   | 150          | 200   | 130      |
| 125 以下   | 160          | 290   | 145      |
| 200 以下   | 250          | 400   | 30       |
| 250 以下   | 300          | 500   | 270      |
| 300 以下   | 350          | 550   | 325      |
| 400 以下   | 500          | 750   | 435      |
| 700 以下   | 800          | 1,200 | 735      |
| 1,000 以下 | 1,200        | 1,750 | 1,005    |

## 2.誘導電動機

### (1)単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量      |       |                         |
|----------|--------------|-------|-------------------------|
|          | 入力 (ボルトアンペア) |       | 入力 (ワット)                |
|          | 高力率型         | 低力率型  |                         |
| 35 以下    | －            | 160   | 出力 (ワット)<br>×133.0パーセント |
| 45 以下    | －            | 180   |                         |
| 65 以下    | －            | 230   |                         |
| 100 以下   | 250          | 350   |                         |
| 200 以下   | 400          | 550   |                         |
| 400 以下   | 600          | 850   |                         |
| 550 以下   | 900          | 1,200 |                         |
| 750 以下   | 1,000        | 1,400 |                         |

### (2) 3相誘導電動機

| 換 算 容 量 (入力〔キロワット〕) |   |            |
|---------------------|---|------------|
| 出力 (馬力)             | × | 93.3パーセント  |
| 出力 (キロワット)          | × | 125.0パーセント |

### 3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

| 装置種別（携帯型<br>および移動型を含<br>みます。） | 最高定格<br>管電圧<br>(キロボルトピーク)              | 管電流<br>(短時間定格電流)<br>(リアンペア) | 換算容量（入力）<br>(キロボルトアンペア)               |
|-------------------------------|--|-----------------------------|---------------------------------------|
| 治療用装置                         |  |                             | 定格1次最大入力<br>(キロボルトアンペア) の値といた<br>します。 |
| 診察用装置                         | 95キロボルトピーク<br>以下                       | 20リアンペア以下                   | 1                                     |
|                               |  | 20リアンペア超過 30リアンペア以下         | 1.5                                   |
|                               |  | 30リアンペア超過 50リアンペア以下         | 2                                     |
|                               |  | 50リアンペア超過 100リアンペア以下        | 3                                     |
|                               |  | 100リアンペア超過 200リアンペア以下       | 4                                     |
|                               |  | 200リアンペア超過 300リアンペア以下       | 5                                     |
|                               |  | 300リアンペア超過 500リアンペア以下       | 7.5                                   |
|                               |  | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下     | 10                                    |
|                               | 95キロボルトピーク<br>超過<br>100キロボルトピーク<br>以下  | 200リアンペア以下                  | 5                                     |
|                               |  | 200リアンペア超過 300リアンペア以下       | 6                                     |
|                               |  | 300リアンペア超過 500リアンペア以下       | 8                                     |
|                               |  | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下     | 13.5                                  |
|                               | 100キロボルトピーク<br>超過<br>125キロボルトピーク<br>以下 | 500リアンペア以下                  | 9.5                                   |
|                               |  | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下     | 16                                    |
|                               | 125キロボルトピーク<br>超過<br>150キロボルトピーク<br>以下 | 500リアンペア以下                  | 11                                    |
|                               |  | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下     | 19.5                                  |
| 蓄電器放電式診<br>察用装置               | コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下                |                             | 1                                     |
|                               | 0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下        |                             | 2                                     |
|                               | 1.5 マイクロファラッド超過_3 マイクロファラッド以下          |                             | 3                                     |

#### 4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1) 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

入力（キロワット）×最大定格1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

- (2) (1)以外の場合

入力（キロワット）×実測した1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

#### 5.そ の 他

- (1) 1. 2. 3. および4. によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。